

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	介護保険料延滞金免除申請	
根拠条例等・条項	堺市介護保険条例第16条 堺市介護保険施行規則第55条の2	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>介護保険料の納付義務者は、納期限後に当該保険料を納付する場合においては、当該保険料の額に延滞金を加算して納付しなければならない。</p> <p>堺市長は、特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>延滞金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、「堺市介護保険料延滞金免除申請書」に必要事項を記載し、必要書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>対象者は、次の各号のいずれかに該当する者である。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計中心者」という。)が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計中心者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計中心者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 第1号被保険者が介護保険法第63条に規定する保険給付の制限を受ける施設に拘禁されたこと。</p> <p>(6) 第1号被保険者の属する世帯の全員が市民税を課税されていない世帯であって、生活保護法の保護基準を参酌して市長が生活に困窮していると認めるものであること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日
	標準処理期間を設定できない理由	